

「乳幼児医療費助成条例」の提案

就学前まで無料化を拡大し、所得制限の撤廃、社保加入者も窓口無料化に一
正木満之議員の本会議での趣旨説明

2001年6月8日：平成13年第2回定例会（第1日目）

三十九番（正木満之）

議第四号議案仙台市乳幼児医療費の助成に関する条例について、提案の趣旨を御説明いたします。

本条例案は、現行の仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する規則で行われている乳幼児の医療費助成について、その対象年齢を拡大するとともに、所得制限を廃し、あわせて病院窓口での負担をなくそうとするものであります。

これによって、乳幼児の健康を保持し、さらに増進を図るとともに、行政窓口における事務量の大幅な軽減を実現することで事務改善に貢献しようとするものであります。

近年の消費社会の進行に伴って、子育て支援対策はますます重要性を持つようになってきました。その方策の一つとして、乳幼児の医療費負担について国が責任を持って軽減を図るべきだという女性団体や医療団体の広範な取り組みが広がり、国会でも地方議会でも現実の課題になってきています。

しかしながら、政府はいまだに、国の責任でこの制度を充実させる展望を示しておりません。それゆえ、地方自治体における取り組みや、その地域における乳幼児を持つ住民の期待にこたえる上からも、それが国への大きな働きかけになるということからも、ますます大事になっております。

本市における乳幼児医療費の助成制度は、現在、入院は五歳まで、通院は二歳までを対象にしており、所得制限をすることで七十%強の乳幼児をその対象に抑えておりますが、この水準は各都道府県及び政令各市と比べておこなっている状態であります。全国的に見て、十八歳まですべてその対象にしている自治体が出ておりますし、神奈川県によって、神奈川県下三十七の全自治体が中学校卒業まで医療費負担への助成が行われるようになっております。

それらから、本条例では少なくとも中学校卒業程度までを将来の到達点と考えつつ、当面はせめて小学校に上がるまでは、その負担すべき医療費について助成の対象にしようとするものであります。

さらに、所得制限については、都道府県レベルでは既に二十九道府県が撤廃に踏み出しており、何らかの制限を加えているのは本当に少数になっております。政令市では、札幌市、名古屋市、京都市、福岡市が全体について、千葉市は三歳未満を、川崎市、横浜市、神戸市はゼロ歳を対象に所得制限を撤廃しており、対象の年齢の全体に所得制限を課しているのは大阪市と広島市、北九州市に本市だけとなっております。

しかも、所得制限を行う基準についても、児童手当の特例給付基準によるもの、あるいは児童扶養手当が一時支給停止になる所得水準を基準にしているもの、老齢福祉年金の一時停止基準を使っているもの、それらに単独で上積みしているものなど、各自治体ともまちまちであり、明確な根拠を示すものになっておりません。

所得制限を廃している自治体は年々ふえ続けていることや、所得制限基準を引き上げる自治体が相次いでいることで、先ほど御紹介しましたように、政令都市の中でも千葉市や川崎市、横浜市、神戸市のように特定年齢には所得制限を設定し、ほかの年齢には所得制限を設けないといった対応をしている、そういう自治体のことを考慮すれば、乳幼児の医療費助成制度においては所得制限を加える積極的な理由はなくなっていると

言わざるを得ません。

さらに、本条例では、病院の窓口で一たん支払ってもらい、後で市が助成金を各乳幼児の保護者に振り込む償還払い方式から、病院窓口での負担を要しない現物給付方式に変更する内容を盛り込んでおります。これは、本市において既に国民健康保険加入者に適用していることでもありますから、社会保険加入者にも同じように適用しようとするものであります。政令都市の中では仙台市と千葉市だけが窓口での一時払いを求めており、他都市の実情からいっても一日も早い実施が待たれるものであります。

本条例の施行は来年一月であります。助成の対象拡大で一定程度の財源を必要としますが、本年度分は三月支払い分からということになります。あとは平年分となりますので、予算編成に合わせて所要の財源を確保するようにしたいと考えています。

また、所得制限を撤廃することや現物給付にすることで、病院窓口での事務量はもちろん、区役所の担当係の事務量は大きく減ることになりますので、経費の減額もあわせて得られるものと思います。

なお、本市では現行制度では規則として運用されておりますが、本市と大阪市と北九州市の三市以外はすべて条例によって運用されております。地方分権が叫ばれる中、条例化に方向を転換することも重要な視点だと考えるものであります。

最後になりますが、現行規則において乳幼児医療費と同じく運用されております心身障害者医療費の助成についても同じように取得制限を検討すべきものと考えておりますので、その緩和策や心身障害者向けのほかの事業との関連において検討していきたいと思っております。別の機会に問題を提起したいと思っておりますことをつけ加えて、本条例の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます、提案といたします。